

医師等の働き方改革について

【概要】

医師の時間外労働への上限規制の適用が開始される令和6年4月以降、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事による下記の指定を受けた医療機関となる。

- B水準…地域医療の確保のため、自院の勤務のみで超過勤務が年960時間を超える医師が在籍する医療機関（年1,860時間まで）
- 連携B水準…地域医療の確保のため、派遣先も含めた超過勤務が年960時間を超える医師が在籍する医療機関（年1,860時間まで）

「医師の働き方改革の推進に関する検討会」中間とりまとめ（R2.12.22）より
 Bまたは連携B水準を適用することが「地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること」、「地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと」について、必要に応じて地域医療構想調整会議に意見を聴くこととされている。

【御意見を頂きたい事項】

- ◎地域の医療提供体制の観点から、特例水準の取得意向について懸念がないか。（取得が必要と思われる病院が取得を希望していない等がないか）
- ・その他、宿日直許可の取得状況等懸念するところがないか。

◆山城南医療圏の病院の状況（R5.2月実施のアンケート及び個別の聞き取りから集計）

対象医療機関	特例水準要件該当 ※1	特例水準申請予定	救急車受入件数 (R3年度)	救急告示	評価C 受審予定	宿日直許可の状況 ※2
京都山城総合医療センター	②④	—	2,386	○		△
精華町国民健康保険病院		—	16	○		○
学研都市病院	⑤	—	558	○		準備中

※1:特例水準の要件

- ①機能強化型在支病・在支診（単独型）、②総合・地域周産期母子C、③3次救急、④2次救急かつ救急車の受入年1,000件以上または時間外入院受入年500件以上、⑤5疾病・6事業を担う病院として府保健医療計画に位置付け、⑥公共性・不確実性が強い病院

※2:宿日直許可の状況

- =病院が取得を希望する診療科の許可を全て取得済、△=△=一部取得済、一部取得申請中・準備中
 準備中=労基署への申請を目指して準備中

医師の時間外労働規制について

一般則

- (例外)
- ・年720時間
 - ・複数月平均80時間 (休日労働含む)
 - ・月100時間未満 (休日労働含む)
 - ・年間6か月まで

【時間外労働の上限】

- (原則)
- 1か月45時間
 - 1年360時間

2024年4月～

年1,860時間 / 月100時間未満 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む
 ⇒将来に向けて縮減方向

連携日
例水準
 (医療機関を指定)

集中的技能向上水準
 (医療機関を指定)

C-1: 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
 ※本人がプログラムを選択

C-2: 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来

(暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)

将来に向けて縮減方向

年960時間 / 月100時間未満 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む

A: 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

年960時間 / 月100時間 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む

集中的技能向上水準
 (医療機関を指定)

C-1: 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
 ※本人がプログラムを選択

C-2: 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

※この(原則)については医師も同様。

※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

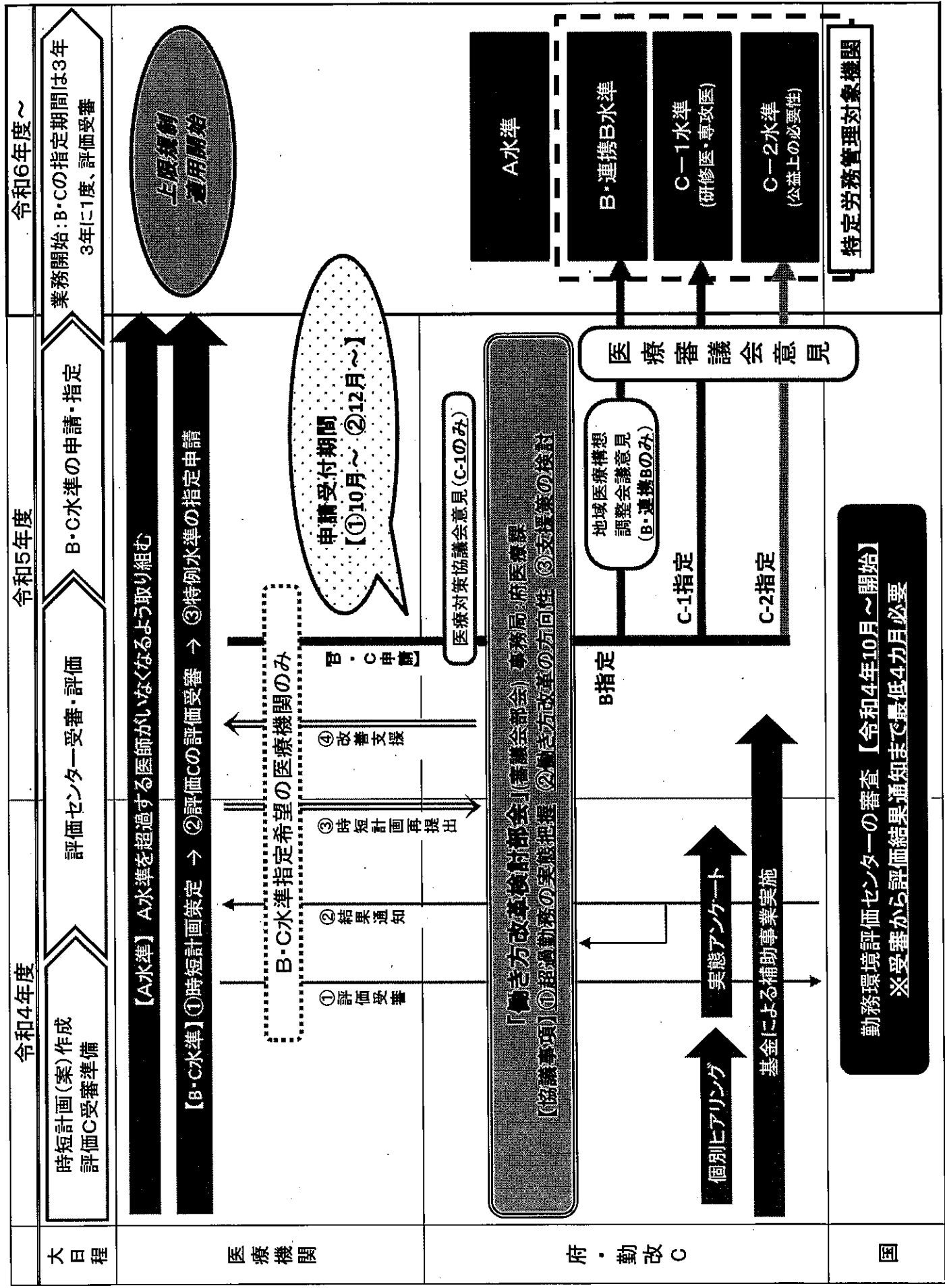
連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

【働き方改革全体スケジュール】



※評価受審はB、C水準の申請を希望する医療機関のみ